

《注》法第8条第1項(変更)の届出で、今回、生産施設面積の変更がない場合は、この様式の提出は要しない。

特定工場における生産施設の面積

建築基準法施行令第2条第1項第2号の算定方法により、水平投影面積とすること。
※生産施設毎に小数点以下を切り捨てること。

セ-1-1 とセ-1-2とは別棟の建屋であるが、仕分上1単位の製造工場又は製造工程とみる。

今回の届出で変更がない場合は記載を省略して差し支えない。

セ-4、セ-5 の記載を省略した場合も合計欄には含める。

生産施設の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積 (㎡)
		変更前	変更後	
第1製造工場 (機械プレス工場) (")	セ-1	1,000	1,500	+500
	(セ-1-1)	(600)	(900)	(+300)
	(セ-1-2)	(400)	(600)	(+200)
第2製造工場	セ-2	1,000	500	△500
第3製造工場	セ-3	1,000	1,500	△500
組立工場	セ-4	1,000	変更なし	+1,000
ボイラー室	セ-5	100	"	
航空機部品工場	セ-6	なし	1,500	+1,500
生産施設の面積の合計		4,100	6,100	△1,000 +3,000

1. 生産工程が工場建屋単位で独立している機械工場などの場合は、それぞれの工場建屋を一つの単位として取扱う。
2. 生産施設単位に含まれる主要施設はセ-1-1、セ-1-2といった枝番号を付し、その面積を()内に記載すること。

既存の生産施設に新たな生産施設を500㎡増設する場合

1,000㎡の既存の生産施設を500㎡廃棄する場合

1,000㎡の生産施設を500㎡スクラップするとともに同一単位の生産施設を1,000㎡ビルドする場合

新たな生産施設を1,500㎡増設する場合

増減は、それぞれ延面積で表すこと

《注》1 2以上の業種に属する特定工場はこの様式を提出すること。(1つの業種に属する特定工場については、この様式の提出は要しない。)
 2 今回の変更届出で変更のない生産施設については、記載を省略して差し支えない。
 3 共用施設(各業種で共用する生産施設たる用施設(ボイラー、コンプレッサー、ポンプ等))の生産施設面積は、それを使用している業種のうち準則値(敷地の面積に対する生産施設の割合)の厳しい方の生産施設に含めることとする。

特定工場の業種別生産施設面積一覧表

生産施設の名称	施設番号	生産施設の面積(m ²) (今回の変更面積)	製造製品名	業種の分類 (分類番号)	敷地面積に対する 生産施設の割合	既存の生産施設 用敷地計算係数
第1製造工場	セー1	1,500 (+500)	燃料コック	自動車部分品・付属 品製造業(3113)	65%	1.2
第2製造工場	セー2	500 (△500)	燃料コック	自動車部分品・付属 品製造業(3113)	65%	1.2
第3製造工場	セー3	1,500 (+1,000) (△500)	燃料コック	自動車部分品・付属 品製造業(3113)	65%	1.2
組立工場	セー4	1,000	燃料コック	自動車部分品・付属 品製造業(3113)	65%	1.2
ボイラー室	セー5	100	燃料コック	自動車部分品・付属 品製造業(3113)	65%	1.2
航空機部品工場	セー6	1,500 (+1,500)	航空機胴体部品	その他の航空機部 品・補助装置製造 業(3149)	65%	—